

直接請求制度一覧

※地自…地方自治法

種 類	根拠法令	必要署名数	請求先	必要な措置		
<b>条例の制定・ 改廃の請求</b>	地方税の賦課徴収 分担金の徴収 使用料の徴収 手数料の徴収 に関するもの除く	地自 74 条	地方公共団体の議会 の議員及び長の選挙権を有する者の 1/50 以上	地方公共団体の長	議会の招集 請求を受理した日の翌日から 20 日以内	意見を附して議会に付議（請求代表に意見を述べる機会を賦与義務） 議会で一定以上の表決があれば成立
<b>事務監査請求</b>	普通地方公共団体の事務の執行が対象となる	地自 75 条	同 1/50 以上	監査委員	監査	
<b>議会の解散請求</b>		地自 76 条	同 1/3 以上	選挙管理委員会	選挙人の投票に付す	過半数の同意があれば解散
<b>議員の解職請求</b>		地自 80 条	所属選挙区における選挙権を有する者の 1/3 以上	選挙管理委員会	当該選挙区の人投票に付す	過半数の同意があれば失職
<b>長の解職請求</b>		地自 81 条	地方公共団体の議会 の議員及び長の選挙権を有する者の 1/3 以上	選挙管理委員会	選挙人の投票に付す	過半数の同意があれば失職
<b>主要公務員の解職請求</b>	副知事、副市町村長、選挙管理委員、監査委員	地自 86 条	同 1/3	地方公共団体の長	長は議会に付議	議会の議員の 2/3 以上の出席 3/4 以上の同意